

令和5年度 国立病院機構箱根病院奨学金ご案内

奨学金を希望する皆様へ

国立病院機構箱根病院の奨学金制度は、看護学校等に在籍する学生で、当該学校を卒業後、国立病院機構箱根病院へ就職を希望する学生を対象として奨学金を貸与することにより、その修学を支援することを目的としています。

○奨学金貸与までの主な手続等

1. 貸与の申込（申請書と添付書類とを病院へ提出）
2. 奨学生の選考（書類や面接などにより、申込者の人物、学力などについて総合的に審査して決定）
3. 奨学金を貸与
4. 国立病院機構の看護職員採用試験合格
5. 看護学校卒業・免許取得
6. 国立病院機構箱根病院へ就職
7. 国立病院機構箱根病院で一定期間就業後、奨学金の返還免除

1. 申込方法

看護学校を卒業後、箱根病院へ勤務することを希望する場合にお申し込み下さい。

ただし、特定の医療機関へ勤務することを条件に他の奨学金を貸与されている方は対象となりません。

申込みをする場合には、次の書類を各1部提出してください。

- ① 履歴書
- ② 奨学生申請書（貸与要領様式第1号）
- ③ 在学する看護学校の成績証明書（1年生等で発行不可の場合は高等学校の成績証明書）
- ④ 他に奨学金を受けている場合には、その概要の分かるもの
（例：神奈川県看護師等修学資金 etc.）

※申込期限：2023年8月31日まで（必着）

※箱根病院看護職員採用試験に応募後の申込は受付出来ません。

2. 奨学生の募集人員

10名程度とします。

3. 奨学生の選考

奨学生は、申込み時に提出された書類及び面接により決定します。面接の日時は、決まり次第ご連絡します。

なお、奨学生として内定された方には、「奨学金貸与決定通知書」（貸与要領様式第2号）を発行します。

4. 奨学生の提出書類

「奨学金貸与決定通知書」を受領した日から、10日以内に「奨学生誓約書」（貸与要領様式第3号）及び「奨学金振込依頼書」（貸与要領運用細則別紙2）を提出してください。

5. 奨学金の額

奨学金は、年額60万円です。

6. 奨学金の貸与期間

奨学生になった日の属する年度から看護学校を卒業する年度（最長4年間）までの期間とします。

7. 奨学金の貸与方法

各年度を前期（4月）・後期（10月）の2回に分けて振り込みます。

8. 奨学金の返還免除

奨学金は、看護学校を卒業後、奨学金の貸与期間と同じ期間を箱根病院の看護師として勤務した場合には、全額返還免除されます。

9. 奨学金の返還

看護学校で進級できなかった場合、看護学校を卒業後箱根病院に就職しなかった場合（採用試験・国家試験に不合格となった場合を含む）、貸与期間に満たない期間内に退職した場合などは、貸与を受けた奨学金は原則として一括返還となります。

10. 申込及び問い合わせ先

お申込、不明な点の問い合わせは、下記担当者にご連絡下さい。

国立病院機構箱根病院

管理課庶務係長 Tel 0465-22-3196